無断複製・頒布を禁じます

書籍訂正情報

2026年版 出る順社労士
必修基本書

（2026/01/05 現在）

弊社が出版いたしました書籍「2026年版 出る順社労士 必修基本書」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、書籍の訂正をお願いいたします。

- 2025/12/08 更新分…ｐ.1～2
- 2026/01/05 更新分…ｐ.3

無断複製・頒布を禁じます

【2025/12/08 更新分】

①労働科目（第１分冊）

	訂正箇所	訂正内容 訂正後
訂正	P280 前頁から続く （２）介護補償給付の額 の ❶ の表	下記に差し替え（※下線部が訂正部分）

	常時介護	随時介護
原則	実　費	実　費
上限額	**186,050 円**	**92,980 円**

	訂正箇所	訂正内容 訂正後
訂正	P280 〔例〕　５月１５日から９月１０日までの常時介護の場合	下記に差し替え（※下線部が訂正部分）

例　5月15日から9月10日まで常時介護の場合

	5月	6月	7月	8月	9月
上記❶	実費支給（上限　**186,050** 円）				
上記❷	実費支給	最低保障額　**85,490** 円			
上記❸	不支給	最低保障額　**85,490** 円			

無断複製・頒布を禁じます

②社会保険科目（第２分冊）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P84 確認テスト ４	…、１日につき 500 円である。	…、1 日につき 510 円である。
訂正	P84 確認テスト 解答　４．	４．×　本問の食事療養標準負担額は、「1 食」につき 500 円である。	４．×　本問の食事療養標準負担額は、「1 食」につき 510 円である。

	訂正箇所	訂正後
訂正	P245 参考＊21 図	下記に差し替え（※下線部が訂正部分）

無断複製・頒布を禁じます

【2026/01/05 更新分】

①労働科目（第１分冊）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P417 （２）支給要件 タイトルの条文番号	（２）支給要件（法５６条の３第３項２号、則８３条の２）	（２）支給要件（法５６条の３第３項１号、則８３条の２）
訂正	P417 （３）就業促進定着手当の額 タイトルの条文番号	（３）就業促進定着手当の額（法５６条の３第３項２号、則８３条の３）	（３）就業促進定着手当の額（法５６条の３第３項１号、則８３条の３）
訂正	P419 （２）常用就職支度手当の額 タイトルの条文番号	（２）常用就職支度手当の額（法５６条の３第３項３号、則８３条の２）	（２）常用就職支度手当の額（法５６条の３第３項２号、則８３条の６）

以上